

守山区マスコットキャラクター着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、守山区マスコットキャラクター「モリスちゃん」の着ぐるみ（以下、「モリスちゃん」）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込)

第2条 「モリスちゃん」の使用者（以下「使用者」という）は、「守山区マスコットキャラクター着ぐるみ使用申込書」を使用の2週間前までに名古屋市守山区長（以下「区长」という）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 申し込みは使用の4ヶ月前の最初の開庁日（日曜開庁日除く）から先着順に受け付けるものとする。

3 「モリスちゃん」は「電動エアー送風式着ぐるみ」と「型式着ぐるみ」の2つの方式があり、使用者は希望する方式を選択することができる。なお、使用を希望する期間において一方にすでに申込や許可等がなされている場合には、この限りではない。

(承認基準)

第3条 区长は、「モリスちゃん」の使用を承認する場合は、使用者に対し「着ぐるみ使用承認書」を交付するものとする。

2 区长は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) すでに守山区役所の事業又は守山区役所の認めた関連事業で使用を予定している場合
- (2) 守山区の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる恐れのある場合
- (3) 正しい使用方法にしたがって使用しない恐れのある場合
- (4) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (5) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与える恐れのある場合
- (6) その他、守山区が使用について不相当と認めた場合

(使用料)

第4条 使用料は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める「守山区マスコットキャラクター着ぐるみ使用マニュアル」等を遵守し、適切に使用すること
- (2) 使用する権限を第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること
- (4) 貸出期間を遵守すること
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (6) 雨天時の屋外等の濡れたり、汚損のおそれのある環境では使用しないこと
- (7) 電動エアー送風式着ぐるみを使用する場合には、バッテリーや送風機の取り扱いに十分注意すること

(8) その他、守山区が特に付した条件にしたがって使用すること

(承認の取消)

第6条 使用者が第5条に定める遵守事項その他この規程に違反したときは、承認を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、区長は一切の責任を負わない。

2 承認を受けた使用者が、その後に使用を取り止める場合は、速やかに区長へその旨を連絡し、「守山区着ぐるみ使用承認書」を区長へ返戻することとする。

(原状復帰)

第7条 「モリスちゃん」を破損又は汚損等した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第8条 「モリスちゃん」の使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、区長は一切の責任を負わない。

(事務局)

第9条 この規程にかかる事務は、守山区役所区政部総務課にて行う。

2 「モリスちゃん」の貸出・返却について、使用者の希望があった場合には、守山区志段味支所区民生活課においても行うことができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、「モリスちゃん」の取扱いについて必要な事項は、守山区が別に定める。

(附則)

この規程は、平成24年2月28日から施行する。

(附則)

この規程は、平成25年3月31日から施行する。

(附則)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。